

損害賠償額の決定について（水道局関係）

本市水道事業において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事 件 概 要
5,542,867円 損害補てん金 5,542,867円 京阪電気鉄道株式会社	平成30年1月19日、中央区北浜1丁目1番14号先において、埋設されていた本市の配水管が老朽化により破損したため、当該破損した箇所からあふれ出した水が、被害者が設置している駅の構内に漏れ出し、同駅の内壁等が損傷を受けるとともに、当該水漏れにより必要となった警備その他の対処に係る費用が発生したものと

平成30年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市水道事業において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。